

指定通所介護重要事項説明書

(令和8年7月1日現在)

敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」

1. 事業の目的、運営の方針

(1) 事業の目的

利用者の方の心身の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の方の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の方の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 運営の方針

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の名称、所在地

(1) 事業所の名称

敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」(以下「事業所」といいます。)

(2) 所在地

敦賀市御名70号11番地2 敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」内

3. 従事者の職種、員数及び職務内容

(1) 管理者 1人

管理者は、当事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、指定通所介護の提供に当たります。

(3) 看護職員 1人以上

看護職員は、指定通所介護の提供に当たります。

(4) 介護職員 1人以上(利用者数に応じ必要な介護職員数以上)

介護職員は、指定通所介護の提供に当たります。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、指定通所介護の提供を通じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(6) 管理栄養士、栄養士及び調理員 1人以上

管理栄養士、栄養士及び調理員は、指定通所介護の提供を通じて、給食の調理を行います。

(7) 事務職員 1人以上

事務職員は、当事業所の事務を行います。

4. 営業日、営業時間

(1) 営業日 月曜日から土曜日までです。ただし、12月31日から翌年1月3日までの年末年始は除きます。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までです。

5. 指定通所介護の実施手順及び内容

(1) 事業所は、指定通所介護の開始に当たり、利用者の方の心身状況等を把握し、利用者の方個々のサービスの目標、内容実施期間を定めた通所介護計画を作成し、サービスの提供にあたります。

(2) 指定通所介護の内容は次のとおりです。

- ①生活指導
- ②機能訓練
- ③健康チェック
- ④送迎
- ⑤入浴サービス
- ⑥食事提供サービス

6. 利用料、その他の費用

指定通所介護を提供した場合の利用料及びその他の費用については、次のとおりとします。ただし、身体障がい者の方に基準該当障害者福祉サービスを提供した場合の利用料及びその他の費用の額については、別に定める額とします。

(1) 利用料

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。ただし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に示された割合の額とします。(利用料は別添利用料一覧表のとおりです。)

(2) 昼食代 1回あたり 650円

(3) その他

昼食代の支払いを受ける場合には、利用者の方又はその家族の方に対して事前に、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けます。

7. 緊急時等における対応方法

当事業所の従事者は、指定通所介護を実施中に、利用者の方の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

8. 事故発生時における対応方法

当事業所の従事者は、指定通所介護を実施中、利用者の方に不測の事故が発生したときは、利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も一切漏らしません。

10. 苦情の申立

当事業所が行う指定通所介護の内容や当事業所が作成した通所介護計画等に対し、疑問や苦情のあるときは、当事業所及び苦情処理機関において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は別紙のとおりです。

11. 第三者評価の実施状況

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

利用者同意欄

令和 年 月 日

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所
氏 名

印

署名代行者 住 所
本人との続柄
氏 名

